

第3回 放課後児童クラブのあり方検討委員会

令和6年3月26日（火）

こども未来課

1. 放課後児童クラブに関するアンケート結果の校区別傾向について（報告）

令和5年11月開催の第2回放課後児童クラブのあり方検討委員会にて、令和5年10月実施の放課後児童クラブに関するアンケート調査の全体の集計結果について報告を行いました。その中で、校区別の結果についてご意見がありましたので、校区別の傾向をご報告します。

➤ 保護者向けアンケートの校区別傾向

- ・ 全体を通しては、いずれの校区も同様の傾向にあった。
- ・ クラブの利用登録状況についての質問で、「通常期と長期の両方利用」との回答が多い中、津森小児童クラブのみ「長期のみ利用」との回答が50%超となっていた。
- ・ 土曜日の利用状況についての質問で、広安西小4クラブ、広安小3クラブ、益城中央小2クラブは「利用している」との回答が10%台であったのに対し、飯野小児童クラブが30%、津森小児童クラブは50%超となっていた。
- ・ 土曜日に朝何時から利用できるかと望ましいかとの質問で、広安西小4クラブ、益城中央小2クラブ、津森小児童クラブは「8時以降」との回答が70%超となっていたのに対し、広安小3クラブと飯野小児童クラブは「7時30分～」との回答が約70%を占めていた。
- ・ 保護者の負担軽減を求める意見は、全てのクラブの保護者から意見があり、特に広安西小4クラブ、広安小3クラブ、飯野小児童クラブからの意見が多かった。一方で、益城中央小2クラブ、津森小児童クラブからは、保護者の負担の軽減を求める意見はあったものの、その他3校区と比較すると少数であった。

➤ 先生方向けアンケートの校区別傾向

- ・ 全体を通しては、いずれの校区も同様の傾向にあった。
- ・ 保護者会運営の放課後児童クラブで勤務を行う中で何か困った事があったかという質問で、「ある」との回答が広安西小4クラブ、広安小3クラブ、益城中央小2クラブ、飯野小児童クラブでは半数程度あったのに対し、津森小児童クラブは1件も無かった。
- ・ 勤務のサポート（他のクラブへの応援）について協力できるかという質問で「協力できる」との回答が広安西小4クラブ、飯野小児童クラブが全体の3分の2以上あったのに対し、広安小3クラブが約50%、益城中央小2クラブ、津森小児童クラブは40%以下であった。

2. 放課後児童クラブの運営に関する事例紹介

第2回放課後児童クラブのあり方検討委員会で、放課後児童クラブに関するアンケート調査の結果及び本町の状況等を踏まえ、本町の放課後児童クラブの新たな運営主体の候補を以下の4通りに絞って協議を行うこととなりました。

表1 本町の放課後児童クラブの新たな運営主体の候補

運営主体	特徴	保護者負担の状況
① NPO法人	法人格を有するNPO法人による運営。 保護者会への委託よりも事業費が増加する可能性がある。	運営は主に受託するNPO法人が担うため、保護者会運営・地域運営委員会と比較すると保護者の負担は軽減される。
② 社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として設立された団体である社会福祉法人による運営。 保護者会への運営よりも事業費が増加する可能性がある。	運営は主に受託する社会福祉法人が担うため、保護者会運営・地域運営委員会と比較すると保護者の負担は軽減される。
③ 運営委員会 (統一組織型)	統一的に運営する組織である運営委員会を立ち上げての運営。 保護者会への運営よりも事業費が増加する可能性がある。	運営は統一組織型の運営委員会が担うため、保護者会運営・地域運営委員会と比較すると保護者の負担は軽減される。
④ 民間事業者委託	民間事業者へ業務を委託しての運営。 保護者会への運営よりも事業費が増加する可能性がある。	運営は主に受託する民間事業者が受託するため、保護者会運営・地域運営委員会と比較すると保護者の負担は軽減される。

これらの運営主体による放課後児童クラブの運営について、事務局にて視察・研修等を行った内容をもとに事例紹介をさせていただきます。

事例1 A町 (運営委員会(統一組織型)設立 → NPO法人へ移行)

➤ 運営方法の変遷

保護者会運営(～H26年度) → 運営委員会(統一組織型)による運営(H27年度～H29年度) → NPO法人への委託による運営(H30年度～)

※ 運営方法の移行にあたっては、全クラブ一括ではなく段階的に移行を行った事例です。

➤ 運営方法の変更に至るまで

A町は、本町と同様に当初は保護者会にて放課後児童クラブの運営を行っていました。保護者会運営は、運営者の保護者が数年で代わることから安定した運営が難しく、A町も保護者会運営に多くの課題を抱えていたとのことでした。

以上のことから、放課後児童クラブの運営方法の審議・見直しを行うこととなったとのことで、「放課後児童クラブのあり方検討委員会」（以下「あり方検討委員会」）を設置することとなりました。

- ・ 「放課後児童クラブのあり方検討委員会」での審議・答申（H25年度）
あり方検討委員会での審議の結果、放課後児童クラブを統一的に運営する組織を立ち上げることを目的とした「統一運営組織設立準備委員会」（以下「設立準備委員会」）の設置が答申。
- ・ 設立準備委員会の設置（H26年度）
答申内容に基づき、保護者会役員、PTA連絡協議会代表者などを構成員とした「設立準備委員会」を設置。
設立準備委員会による審議（保護者会から法人運営へ移行した自治体の視察・研修も含む）を経て、運営を保護者会から「統一運営組織」に移管する案が町内5つの小学校の保護者会総会にて承認。
- ・ 統一運営組織の設立、運営（H27年度～H29年度）
統一運営組織による運営を行うにあたっての事務局を設立し、平成27年4月より5つの小学校の放課後児童クラブの受託を開始（受託開始当時の統一運営組織の状況は表1のとおり）。
事務局が全クラブの運営を統括し、保育料についても統一。事務局の構成員は、事務局長以下職員3名で、事務局長には町の再任用職員を充てた。
統一運営組織による運営は3年間継続。その間、クラブ数が3クラブ増設され12クラブ体制に。

表1 当該統一運営組織の状況（平成27年4月1日現在（設立当初））

事業対象の小学校数	5校	
放課後児童クラブ数	9クラブ	
利用児童数	539名	
放課後児童クラブ職員数	50名	
構成員	事務局長	1名（町再任用職員を充てる）
	事務局員	2名

- ・ 統一運営組織からNPO法人への移行（H30年度～）

社会的信用力の向上と組織基盤の強化、特定非営利活動促進法による法人活動の展開のため、当該統一運営組織はNPO法人に移行が決定。

移行決定後、約5か月かけNPO法人の設立登記を完了し、放課後児童クラブの運営を「統一運営組織」から「NPO法人」に移行。

NPO法人による運営は、統一運営組織による運営時と同様に、法人が受託した全放課後児童クラブの統括。保育料及び就労規則、事務規則についても全クラブで統一。

表2 A町の運営主体であるNPO法人の状況（令和5年4月1日現在）

事業対象の小中学校数	6校	
放課後児童クラブ数	19クラブ	
利用児童数	684名	
放課後児童クラブ職員数	88名（事務局職員5名含む）	
構成員	代表理事	1名
	理事	14名 【内訳】 ・ 保護者代表（6名） ・ 校長代表者（1名） ・ 児童の健全育成に関する有識者（4名） ・ 町PTA連絡協議会の代表者（1名） ・ 町民生委員児童委員協議会の代表者（1名） ・ 放課後児童支援員の代表者（1名）
	監事	2名 【内訳】 ・ 行政経験者（1名） ・ 会計事務経験者（1名）

➤ 財政負担について

A町がNPO法人に支払う委託料は、国及び県が示す基準額の範囲内とのことです。利用者負担金（保育料）に対する国・県・町からの補助金の割合も基準を大幅に超過はしておらず、適正な財政運営となっている状況です。

※ 国・県・町からの補助金の割合は総事業費の1/2程度が望ましいとされています。

➤ その他

A町が、統一運営組織の設立、NPO法人への移行を行うにあたって参考にした自治体は、令和2年度にNPO法人から民間事業者へ運営主体が移行しています。その主な理由としましては支援員の安定した確保に課題があったためとのことです。運営委員会（統一組織型）及びNPO法人による安定した運営を行うためには、支援員の安定した確保の継続が条件になってくると考えられます。

事例2 B市（民間事業者への委託）

➤ 運営方法の変遷

社会福祉協議会への委託（H25年度～R3年度） → 民間事業者への委託（R4年度～）

※ 現在委託を行っている事業者の契約期間は、R4年度～R6年度の3年間となっています。

➤ 民間事業者へ委託を行うことになった経緯

民間事業者への運営委託を選択した理由は、専門的知識や技術を有し、良質なサービスの提供ができる事業者へ委託することで、充実した放課後児童クラブの運営が可能であるためとのことです。

なお、B市では委託先変更に伴う児童・保護者及び支援員への影響を最小限にするため、従前の運営内容をそのまま引き継ぐかたちで民間事業者へ運営委託を行ったとのことです。

➤ 保護者・支援員からのご意見

<保護者>

- ・ 特にご意見等はなし

<支援員>

- ・ 待遇の悪化が心配
- ・ なぜ運営方法を変更するのか
- ・ 育成内容（日々のスケジュールやイベント）を変更しないでほしい
- ・ 支援員を継続雇用してほしい

特に支援員からのご意見が多かったことから、継続雇用を希望する全ての支援員と個別面談を行い、基本的には従前の運営方法を引き継ぐこと、従前の給与水準維持等の配慮が行われ、約9割の支援員は継続雇用となったとのことです。

保護者もこれまでの支援員のほとんどが継続され、保育料も増減はなかった

ことから安心されている方が多いとのことであったそうです。

➤ 民間事業者の選定及び財政負担について

B市では、業者の選定方法を価格の安さのみにより選定する一般競争入札ではなく、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた提案者を選定するプロポーザル方式で行われたとのこと。このため、以前の社会福祉協議会運営と比較し市の財政負担は増加したとのこと（表3参照）。

表3 B市及び益城町の事業費（事業費の単位は千円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
B市	事業費 (合計)	140,049	146,612	177,669
	事業費 (クラブ平均)	9,337	9,774	11,104
	クラブ数	15	15	16
	児童数	618	597	609
益城町 (参考)	事業費 (合計)	71,002	78,916	85,369
	事業費 (クラブ平均)	7,889	8,768	9,485
	クラブ数	9	9	9
	児童数	498	482	461

財政負担増の主な理由は、B市が運営を委託した民間事業者は、市内全ての放課後児童クラブを統括する本部を設置しており、通常のクラブの運営費のほか、本部の管理経費（人件費、システム経費、事務所経費等）が必要であること、支援員の待遇も従前と同等以上の水準を維持していること等が挙げられます。

なお、財政負担はいずれも市が国・県から受けられる交付金の基準額内とのこと。

事例3 C市（放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型運営による民間事業者への委託）

➤ 運営方法の変遷

市直営（～H15年度） → 民間事業者への委託（H16年度～）

※ H31年度より、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型運営による業務を実施。

※ 現在委託を行っている事業者との契約は、H28 年度以降継続。直近の契約は R5 年度～R7 年度までの 3 年間。

➤ 民間事業者に委託を行うことになった経緯

C 市では、平成 15 年度まで市直営にて放課後児童クラブの運営を行っていました。しかしながら直営による運営は、支援員の雇用や管理が困難であり、民間事業者のノウハウを生かした運営が必要と考えたためとのことです。

民間事業者への業務委託は平成 16 年度に開始し、平成 31 年度には放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型運営にて業務委託を行うことになったとのことです（放課後子ども教室は平成 28 年度に運営を開始）。一体型運営の開始に伴い、放課後児童クラブの市の主管を市長部局から教育委員会に移管されています（放課後子ども教室は元々教育委員会が主管）。

➤ 放課後子ども教室との一体型運営を進めた理由

C 市が放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型運営を進めた理由は、放課後児童クラブの児童数増加に伴い専用施設も学校の施設も空きがないという課題が発生したためとのことです。同じ小学校の子どもたちが分け隔てなく、安心安全な居場所で放課後を過ごせるようにとの目的から放課後児童クラブと放課後子ども教室とで施設を共有するかたちで一体型の運営をされています（両事業の対象者は表 4 のとおり）。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型運営は令和 2 年度に C 市の 2 つの小学校で先行実施を行い順次各小学校に広げ、令和 4 年度には C 市全ての小学校で実施となっています。運営場所は専用教室の他、学校の空き教室、特別教室（家庭科室、図工室、音楽室など）を活用されています。

表 4 C 市の放課後児童クラブと放課後子ども教室の対象者

	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
対象者	放課後の時間、保護者が家庭で保育できない児童	全児童
目的	保護者の就労支援、子どもの居場所づくり	学習・体験機会の提供
開所期間	平日・土曜日・長期休暇	学校のある平日
開所頻度	週 5 日	週 3 日
活動内容	学習、自由遊び、制作など	学習、体験活動、制作など
場所	学童施設・学校施設	学校施設

※ 両事業ともに学校の空き教室を最大限活用

➤ 保護者・支援員からのご意見

＜保護者＞

- ・ 特にご意見等はなし

＜支援員＞

- ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型運営までは行う必要はなかったのではないかと感じる

➤ 民間事業者の選定及び財政負担について

先ほどのB市と同様に、企画内容や業務遂行能力が最も優れた提案者を選定するプロポーザル方式で行われています。

委託料は、国・県から受けられる交付金の基準額を超過している部分もあるが、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型運営により、各事業を個別に運営する場合と比較し1割程度の市の財政負担が軽減できたとのこと。

社会福祉法人への委託について

社会福祉法人は、NPO法人と同様に、営利を追求するよりも、社会貢献活動や社会問題を解決することを活動の目的としており、主に福祉事業を行う法人です。

法人設立には、厳しい基準を満たしたうえで、さらに所轄庁の認可、登記を受けて初めて設立することとなり、設立まで数年かかるケースが多いです。

放課後児童クラブの運営主体としては、非営利法人であることから事例1のNPO法人による運営と類似していますが、法人設立までの期間を要することから、既に設立済となっている法人への運営委託が現実的です。

設立済のNPO法人へ委託を行うケースと同様に委託先法人の選定を行う必要があります。選定方法は事例2及び事例3の民間事業者への委託に伴う業者選定の方法も参考にできるのではないかと考えられます。

事例についてのまとめ

- ・ 事例1のNPO法人による運営は、統一運営組織の立ち上げを行なった後、その統一運営組織がNPO法人に移行した形となっています。
- ・ NPO法人による運営方法は、事例1の法人を設立し運営を行うパターンのほか、既に設立済となっているNPO法人に運営を委託する方法もあります。
- ・ 事例2及び事例3の民間事業者への委託については、管内全放課後児童クラブを統括する事務局の設置等に係る経費が発生する場合もあり、その分の財政負担が必要となる場合もあります。

3. 運営方法についての検討

放課後児童クラブの運営方法を検討するにあたっては、新たな運営主体がいずれの方法であっても、以下の内容は共通して求められるものと考えられます。

- ・ 放課後児童クラブは働く保護者を支える重要な役割を担うことから、長期にわたって安定した運営を実施できること
- ・ 子どもたちが安心・安全な環境で活動できること
- ・ 保護者の意見も反映しながら適切な運営ができること
- ・ 運営の中核を担う支援員を安定して確保できること
- ・ 利用料についても適正な金額であること

以上を踏まえた上で、本町の放課後児童クラブの運営方法の見直しを行うにあたっての検討を行いたいと考えます。

- 運営主体（①NPO法人、②社会福祉法人、③運営委員会（統一組織型）、④民間事業者委託）の検討
- 新たな運営主体への移行方法について検討
 - ＜想定される移行方法＞
 - ・ 運営主体を統一し一括で同じ運営主体への移行
 - ・ 11クラブのうち、クラブごとに段階的に移行（例：一部のクラブを先行して移行し、他クラブについては先行して移行したクラブの状況を踏まえて移行の時期を検討する）等
- 運営主体の選定方法について検討
 - ＜想定される選定方法＞
 - ・ 随意契約による選定
本町の放課後児童クラブの運営を行うにあたっての条件を満たす運営主体であり、その運営主体でなければならない相当な理由がある場合、競争入札等を行うことなく任意の相手方と契約を締結する方法。現在の保護者会運営における契約はこれにあたります。
 - ・ プロポーザルによる選定
本町の放課後児童クラブの運営を行うにあたっての条件を満たす運営主体の中から、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた提案者を選定する方法です。運営主体は1つに限らず、複数の運営主体（例：民間事業者とNPO法人等）の中から選定する方法も含まれます。